

事業用電気通信設備規則の一部改正について

I 背景

0AB-J IP 電話の品質要件については、直近の見直しから 7 年以上の期間が経過しており、これまでの関連技術の進展動向や利用者ニーズの多様化等の環境変化を踏まえた品質要件の検討が必要とされてきた。

このため、総務省では、平成 25 年 12 月から、「0AB-J IP 電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催し、平成 26 年 12 月に報告書を取りまとめた。当該報告書の提言を踏まえ、情報通信審議会において技術的条件の見直し等に関する審議が行われ、平成 27 年 9 月 8 日付けで、「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「0AB-J IP 電話の品質要件等」について、一部答申を受けたところである。

本件は、当該一部答申を受け、0AB-J IP 電話の品質要件に係る規定の整備を行うため、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条第 4 号の規定に基づき、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正について諮問するものである。

II 改正の概要

0AB-J IP 電話の安定品質要件に係る規定を明確化するため、事業用電気通信設備規則の一部改正を行う。一部改正の概要は次のとおり。

- ・ 0AB-J IP 電話の安定品質を確保するために必要な措置について、別に告示する旨を規定する。

III 施行期日

改正することが適当と認められた後、速やかに制定の手続きを行い、公布の日から施行する。

IV その他

情報通信審議会からの平成 27 年 9 月 8 日付け一部答申を受け、上記の事業用電気通信設備規則の一部改正の他、昭和 60 年郵政省告示第 228 号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部改正を行う（諮問対象外）。一部改正の概要は次のとおり。

- ・ 総合品質に係る基準のうち、R 値に係る規定を削除する。
- ・ ネットワーク品質に係る基準のうち、パケット損失率に係る基準値を緩和する。

- ・安定品質に関して、所要の安定性を確保するための具体的な対応として、次のいずれかの措置が必要である旨を規定する。
 - －音声パケットの優先制御を行う措置
 - －音声とデータの帯域分離を行う措置
 - －上記のいずれの措置も講じられていない他の電気通信事業者の設備を利用する場合に、通信品質を常時監視するとともに、品質低下を検知した際には通信経路の迂回等所要の対策を迅速に行う措置